

郷土記念物について

1 概要

地域の特色ある風土は、地域固有の生物多様性に支えられ、様々な文化を育んでいます。地域の自然環境や生育する植物は、私たちの豊かな生活の基盤であり、地域固有の財産として守り続けることが重要です。

このため、県では、環境の保全と創造に関する条例第112条に基づき、植物及び地質鉱物で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物として指定しています。

2 指定基準

次のいずれかに該当し、かつ県民に親しまれ、又は由緒由来があり、県として保全を図ることが必要なもの。

1 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、奇形木
- (2) 森林
- (3) 海岸及び砂地植物群落
- (4) 着生草本の著しく発生する岩石又は樹木
- (5) 絶滅に瀕した植物の自生地

2 地質鉱物

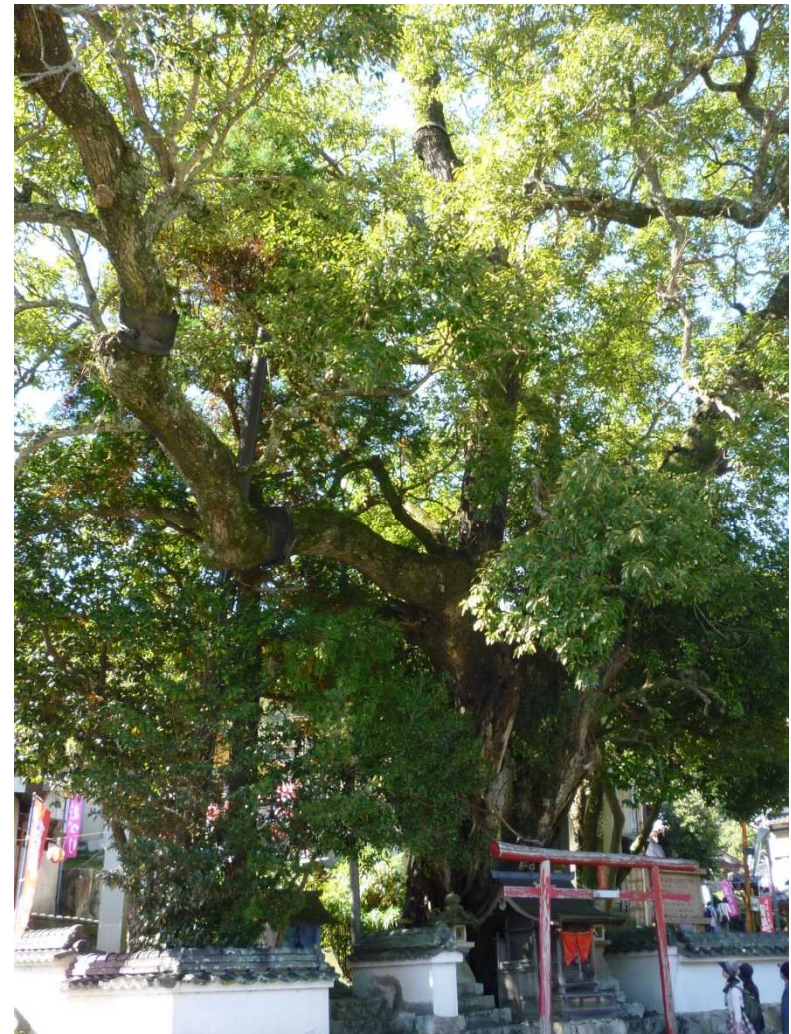
- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) しゅう曲、断層など地殻運動に関する現象
- (3) 洞穴
- (4) 風化、侵蝕その他特殊な地質現象を示すもの

[指定状況]

・ 県内46件 植物42件 地質鉱物4件 (R5.4.1時点)

○上立杭の大アベマキ（倒木前）

幹の腐朽の進行により倒木し消失したため、指定の解除について環境審議会に意見を求めます。



「上立杭のアベマキ」について

1 位置図



丹波篠山市今田町上立杭
釜ノ坪502

2 倒木前の状況（平成26年10月19日）



「上立杭のアベマキ」について

3 倒木後の状況

■倒木直後（令和5年9月20日）



■現状（令和5年11月8日）



■「上立杭のアベマキ」について

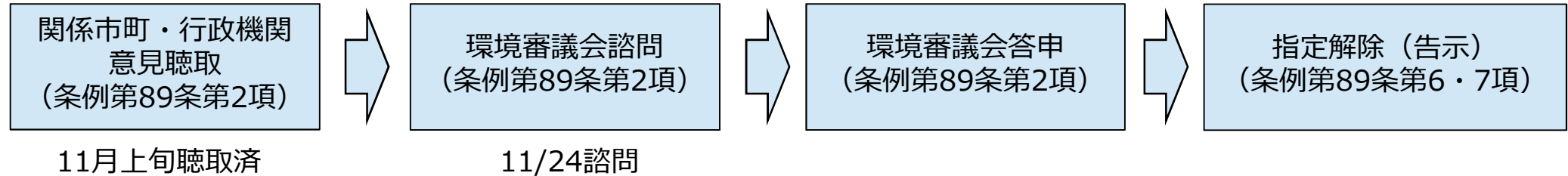
4 消失の経緯

名 称	上立杭の大アベマキ
対 象	アベマキ 1本
指定年月日	平成元年12月12日
所在地	丹波篠山市今田町上立杭釜ノ坪502
所有者	財務省（近畿財務局）
概 要 (指定時)	・ 推定樹齢が約300年、樹高28m、胸高幹周5.4mであり、県内最大のアベマキである。 ・ 今田町上立杭の集落内の国有地に生育し道路に面している。生育地は丹波伝統工芸公園「立杭陶の郷」の西側に位置し、隣接して登り窯があるなど、地域住民だけでなく一般観光客のよく訪れる場所である。 ・ 古くから「おみの木」呼ばれ、地域住民に親しまれている。
消失の経緯	・ 令和5年9月19日に倒木した。 ・ 20年ほど前には、すでに根元に大きな空洞が確認されていた。樹木医による治療も施されていたが、内部の腐朽が進行し重さに耐えきれなくなり、根元で折れたと考えられる。 ・ 倒れたアベマキは9月25日までに丹波篠山市により撤去された。 ・ アベマキは県指定文化財（天然記念物：平成7年3月28日指定）であるが、倒木を受け今年度中に指定解除される見込みである。

【参考】これまでの解除事例

	所在地	名称	対象	指定年月日	解除年月日
1	姫路市大塩町	大塩のノジギク	ノジギク0.277ha	昭47.9.1	昭55.10.14
2	美方郡香美町香住区	燈籠の松	クロマツ1本	平3.1.4	平10.4.28
3	美方郡香美町村岡区	一二峠の無難の木	ブナ1本	平5.1.19	平28.4.5
4	豊岡市日高町名色	名色の大モミジ	イロハモミジ1本	平8.3.29	平28.4.5
5	豊岡市城南町	安楽寺の大エノキ	エノキ1本	平3.12.24	平31.3.26

指定を解除する場合の手続き



（参考）環境の保全と創造に関する条例

第8節 郷土記念物 （指定）

第112条 知事は、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物として指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は、郷土記念物の指定及び指定の解除について準用する。

第89条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを兵庫県自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

2 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、関係市町長及び関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

---（中略）---

6 知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。

7 自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

郷土記念物の指定の解除について

□環境と保全と創造に関する条例に基づく郷土記念物一覧

	市町	名称	対象	数量		市町	名称	対象	数量
1	神戸市	白川の石抱きカヤ	カヤ	1本	25	香美町	味取の俵石	カンラン石玄武岩の柱状節理	—
2	川西市	多田神社のムクロジとオガタモノキ	ムクロジ、オガタモノキ	2本	26		小代神社の巨木群	トチノキ2本、ブナ2本、ヤマトアオダモ2本、ハリギリ1本、イタヤカエデ1本、シナノキ1本、アサダ1本、イヌシデ1本	11本
3	猪名川町	観音堂の大モミ	モミ	1本	27	新温泉町	須賀神社の大ヒノキ	ヒノキ	1本
4	明石市	明石公園の大ラクウショウ	ラクウショウ	1本	28		善住寺のヒメコマツとヒイラギ	ヒメコマツ2本 ヒイラギ1本	3本
5	多可町	岩座神のホソバタブ	ホソバタブ3本	3本	29		三柱神社のアカメヤナギ	アカメヤナギ	1本
6		坂本の化椿	ヤブツバキ	1本	30		久谷八幡神社のイヌシデとスダジイ	イヌシデ、スダジイ	2本
7	神河町	庚申堂の大ヒノキ	ヒノキ	1本	31	丹波市	三方の大カツラ	カツラ	1本
8	福崎町	福田大蔵神社のイチイガシ	イチイガシ	1本	32		鳳翔寺の大ツガ	ツガ	1本
9	たつの市	龍野公園のムクロジ	ムクロジ	1本	33		常瀧寺大公孫樹	イチョウ	1本
10		西山公園のからす岩、かさね岩	安山岩質溶岩ないし凝灰角レキ岩の節理	—	34		菅原の大カヤ	カヤ	1本
11	宍粟市	千町の大ミズナラ	ミズナラ	1本	35		石籠寺のコウヨウザン	コウヨウザン	1本
12		岩野辺の大アスナロ	アスナロ	1本	36	丹波篠山市	四本杉	スギ	1本
13	豊岡市	金刀比羅神社のコブシ	コブシ	1本	37		西光寺跡のネズ	ネズ	1本
14		和合の樹	コジイ、アカマツ	1対	38		寸原の大ケヤキ	ケヤキ	1本
15		竹野水山	アスナロ群落	6.4ha	39		追手神社の千年モミ	モミ	1本
16		桑原神社の大イチョウ	イチョウ	1本	40		上立杭の大アベマキ	アベマキ	1本
17		ほそき神社のおまき桜	エドヒガン	1本	41		和田寺のシイ	ツブラジイ	1本
18		天神社の大トチノキ	トチノキ	1本	42		西方寺のサザンカ	サザンカ	1本
19	朝来市	大將軍杉	スギ	1本	43	淡路市	大和島	イブキ、ウバメガシ、クロマツ	0.3ha
20		東河小学校のセンダン	センダン	1本	44		絵島	褐鉄鉱沈澱砂岩層	0.1ha
21		神子畑のサルスベリ	サルスベリ	1本	45		明神岬	イブキ、ウバメガシ	0.5ha
22	香美町	八幡神社のタブノキとヤブツバキ	タブノキ2本、ヤブツバキ1本	3本	46	洲本市	新五色浜海岸自然石	自然石	2.5ha
23		高坂のヤブツバキ	ヤブツバキ	2本			46件		9.8ha 58本
24		大沼のハルニレ	ハルニレ	1本					